

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日     北海道知事 様	主たる事務所の所在地	〒  電話番号 FAX番号	
	フリガナ		
	法人の名称		
	フリガナ		
	代表者の氏名		
	設立年月日	年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の指定の有無 (過去の指定の有効期間)	有 ・ 無 ( 自 年 月 日 ) ( 至 年 月 日 )	
	指定の取消しの有無 (取 消 日)	有 ・ 無 ( 年 月 日 )	
	本申出において適用する公益性要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 市町村条例個別指定法人（条例第4条1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）	
控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、地方税法第37条の2第12項の規定により、申し出ます。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒			
電話番号	FAX番号		
〒			
電話番号	FAX番号		

(備考)

- 1 過去に指定（有効期間の更新を除く。）又は指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（条例第3条第2項第1号。ただし、条例第4条第1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合を除く。）
  - (2) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例第3条第2項第2号）
  - (3) 寄附金充当予定事業一覧（別記第2号様式）

(日本産業規格 A4)

申出法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		
〒  電話 番号 F A X 番号		

別記第3号様式（第30条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日         北海道知事 様	主たる事務所の 所在地	〒  電話番号 FAX番号			
	フリガナ				
	法人の名称				
	フリガナ				
	代表者の氏名				
	指定の有効期間	自	年	月	日
		至	年	月	日
	指定の有効期間の 満了日の9月前の日		年	月	日
	指定の有効期間の 満了日の5月前の日		年	月	日
事業年度		月	日	～	
		月	日		
本申出において適用 する公益性要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 市町村条例個別指定法人（条例第4条1項第2号ウに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人）				
<p>控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新を受けたいので、北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第9条第2項の規定により、申し出ます。</p> <p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
<p>（現に行っている事業の概要）</p>					
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職名		
〒					
電話番号	FAX番号				
〒					
電話番号	FAX番号				

(備考)

- 1 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
  - (1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第3条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例第3条第2項第2号）
  - (2) 寄附金充当予定事業一覧（別記第2号様式）

(日本産業規格 A4)

申出法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		
〒  電話 番号 FAX 番号		

指定基準等チェック表 (第1表 相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 (1) 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において10分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額 (㉑の金額)		①	円
総収入金額		㉒	円
控除金額	国の補助金等の金額 (㉓欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉓	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉔	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉕	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉖	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準)㉗欄の「( )」)	㉗	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㉘欄)	㉘	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㉙欄)	㉙	円
休眠預金等交付金関係助成金(相対値基準・原則用)㉚欄		㉚	円
差引金額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚)		㉑	円
寄附金等収入金額 (㉔の金額)		②	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準)㉛欄)		㉛	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準)㉜欄)	㉜	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㉘欄)	㉝	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㉙欄)	㉞	円
	休眠預金等交付金関係助成金(相対値基準・原則用)㉚欄	㉟	円
差引金額 (㉛-㉜-㉝-㉞-㉟)		㉔	円
会費収入(㉑欄と付表2(相対値基準用)㉑欄のうちいずれか少ない金額)		㉑	円
国の補助金等の金額(㉓欄の金額を限度とする。)		㉓	円
合計金額 (㉔+㉑+㉓)		㉔	円
基準となる割合 (㉑÷①)		②	%

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(指定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「指定基準等チェック表」(第1表 相対値基準) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	<p>活動計算書の収益の部の合計額(経常収益と経常外収益の合計額)を記載します。</p> <p>なお、活動計算書の収益の部に、経理区分振替額(区分経理した他の会計からの繰入収入)等の内部損益に係る収益が含まれている場合は、その金額を収益の部の合計額から控除する必要があります。</p>	<p>その他の事業と特定非営利活動に係る事業とを区分して経理するなど、複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の収益の部の合計額を合計した金額を記載します。</p>
「国の補助金等の金額㉒」欄	<p>総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。</p>	<p>「国の補助金等の金額㉒」欄に金額の記載がある場合は記入できません。</p>
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	<p>総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。</p>	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	<p>総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。</p>	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	<p>総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。</p>	<p>貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。</p>
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	<p>「第1表付表1(相対値基準)」の各該当欄の金額を転記します。</p>	
「会費収入㉚」欄	<p>「差引金額㉛」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。</p>	
「国の補助金等の金額㉞」欄	<p>国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。</p>	<p>国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。</p>



受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1 (相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 10%)	Ⓒ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 50%)	Ⓓ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	円
--	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		Ⓕ	円	円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ	円	円
	Ⓒ欄以外の者	Ⓖ	( ) 円	( ) 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		Ⓖ	( ) 円	
休眠預金等交付金関係助成金		Ⓖ	円	
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)		Ⓖ	( ) 円	Ⓖ ( ) 円

(注意事項)

①~③の各欄の「( )」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の寄附金及び助成金（対価性のないものに限りません。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りません。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1 (次葉)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額 (①-②)
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
合計 (又は小計)		( ) 円	( ) 円	( ) 円

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額 (20 万円以上) の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります (第1表付表1 (相対値基準) 記載要領「役員の氏名欄」参照)。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合 (第4表③欄)	.....	②	
①から控除する金額 (①×②)	.....	③	
差 引 金 額 (①-③)	.....	④	



第1表 (相対値基準) ㊦欄

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び3親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次 に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び3親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証す る書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会 費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満た している旨を証する書類の名称と合理的な基準により定め られている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載 します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」 欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を 記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の 未収会費額を計上している場合に は、当該欄に未収会費額は算入で きませんので、未収計上した会費 の額は会費収入から控除する必要 があります。</p>

指定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 (2) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均50人以上であること			
			チェック欄
【留意事項】			
1 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。			
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。			
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が50人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の寄附者の数(※)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
		人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数 (※)	A	人	× 12		人	≥ 50人
実績判定期間の月数	B	月	=		人	

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から25年3月31日(指定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
- ・ なお、指定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

**「指定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉒」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が50人以上である場合は下欄の「はい」、50人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が50人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数(※)」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉑」から「㉒」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

指定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄						
1 (3) 市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること								
<p><b>【留意事項】</b></p> <p>1 条例を制定した道内の市町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 20px 0;"> <tr> <td style="width:50%;">条 例 を 制 定 し た 市 町 村</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>条 例 指 定 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>			条 例 を 制 定 し た 市 町 村		条 例 指 定 年 月 日	年 月 日		
条 例 を 制 定 し た 市 町 村								
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 20px 0;"> <tr> <td style="width:30%;">条例を制定した市町村の区域内に事務所がある</td> <td style="width:20%; text-align: center;">はい・いいえ</td> <td style="width:50%; text-align: center;">事務所所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			条例を制定した市町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地			
条例を制定した市町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地						
<p>※ 市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。</p>								

**【記載要領】**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した市町村」欄	条例を制定した市町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申出書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した市町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他の公益性要件(相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した市町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	



※法人は提出する必要はありません（申出書提出を受け、道から市町村に対し提出を依頼する書類です。）

### 市町村意見書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長

年 月 日に照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 特定非営利活動法人 の名称	
2 市町村の指定年月日	
3 当該特定非営利活動 法人の地域への貢献状 況等	
4 担当部課名	<p style="text-align: right;">部 課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 (内線)</p> <p style="text-align: center;">F A X 番号</p>

(備考)

- 1 2の欄は、地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、市町村が当該特定非営利活動法人を指定した年月日を記載してください。
- 2 3の欄は、当該特定非営利法人が関わる「市町村の計画、施策の方向性にそった実践活動の実績」「国、地方公共団体からの委託・補助等の実績」「学校、自治会、公益法人、企業等との連携・協働の実績」などを勘案して記入してください。